

別表 7-3

融資主体支援タイプ（集約型農業経営優先枠）における配分基準表

項目	現状の水準	点数
① 1 ha 当たり付加価値額の拡大	目標年度における1 ha 当たり付加価値額が、以下のいずれかとなっている。	
	a 50万円以上100万円未満	1経営体につき 1点
	b 100万円以上150万円未満	1経営体につき 2点
	c 150万円以上200万円未満	1経営体につき 3点
	d 200万円以上250万円未満	1経営体につき 4点
	e 250万円以上300万円未満	1経営体につき 5点
	f 300万円以上350万円未満	1経営体につき 6点
	g 350万円以上400万円未満	1経営体につき 7点
	h 400万円以上450万円未満	1経営体につき 8点
	i 450万円以上500万円未満	1経営体につき 9点
	j 500万円以上	1経営体につき 10点
② 労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等による農作業の一部又は全部の労働時間について、a から c までのいずれかの取組に該当している。	
	a 目標年度までに10%以上削減することとしている。	1経営体につき 1点
	b 目標年度までに20%以上削減することとしている。	1経営体につき 2点
	c 目標年度までに50%以上削減することとしている。	1経営体につき 3点

③ 経営管理の高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1 経営体につき 2 点
	イ GLOBALG. A. P. 又は ASIAGAP の認証を取得している。	1 経営体につき 1 点
	ウ 農業版事業継続計画 (BCP) を策定 (チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。) している。	1 経営体につき 1 点
	エ 青色申告を行っている。	1 経営体につき 1 点
④ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後 5 年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1 経営体につき 2 点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50 歳までに就農した者である場合 (法人にあつては、役員のお過半が 50 歳以下である場合に限る。) は、2 点 b 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合は、1 点
⑤ 農業者の育成	農業研修生 (国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。) を受け入れている。	1 経営体につき 1 点 なお、受け入れた農業研修生が、過去 5 年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1 点加点する。

⑥ 女性の取組	<p>以下のいずれかに該当している。</p> <p>ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者）</p> <p>イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織</p> <p>ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの</p>	1 経営体につき 3 点
⑦ 輸出の取組	<p>ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。</p> <p>イ 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等がフラッグシップ輸出産地に参画しており、導入等する機械等がその取組内容に関連するものであるもの。</p>	1 経営体につき 1 点 1 経営体につき 1 点
⑧ 環境配慮の取組	有機 J A S の認証を受けている。	1 経営体につき 1 点
⑨ 労働環境の改善	<p>ア 労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働について、就業規則又はこれに準ずるものに他産業と同等の労働環境を規定している。</p> <p>イ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している。</p> <p>ウ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。</p>	1 経営体につき 1 点 1 経営体につき 1 点 1 経営体につき 1 点
⑩ 水田農業高収益化推進計画との連携	本事業による整備内容等を記載した水田農業高収益化推進計画が地方農政局長等により承認されており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1 点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。

2 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当

するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。

- 3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。
- 4 フラッグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。
- 5 水田農業高収益化推進計画とは、水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく計画をいう。